

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（自衛官の定年及び定年による退職の特例）

第四十五条 自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

3 防衛大臣は、自衛官が定年に達したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、当該自衛官が定年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。

4 防衛大臣は、前項の期間又はこの項の期間が満了する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、当該自衛官の同意を得て、一年以内の期間を限り、引き続き自衛官として勤務させることができる。ただし、その期間の末日は、当該自衛官が定年に達した日の翌々日から起算して三年を超えることができない。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（自衛官の定年）

第六十条 法第四十五条第二項に規定する自衛官の定年は、別表第九のとおりとする。

別表第九（第六十条関係）

陸 将 補	陸 将 海 将 空 将	階 級	年 齢	六十 年
二 等 陸 尉	一 等 陸 尉 一 等 海 尉 一 等 空 尉	階 級	年 齢	五十五 年
二 等 陸 曹	一 等 陸 曹 一 等 海 曹 一 等 空 曹	階 級	年 齢	五十五 年

<p>備考</p> <p>一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢六十二年とする。</p> <p>二 医師、歯科医師又は薬剤師である自衛官、音楽の演奏に関する業務又は情報の総合的な分析若しくは画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する者として指定された自衛官並びに警務官を命ぜられた自衛官のうち、一等陸佐以下、一等海佐以下又は一等空佐以下のものの定年は、年齢六十年とする。</p> <p>三 定年による退職の日に昇任した自衛官の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。</p>	三 等 空 佐	三 等 海 佐	三 等 陸 佐	二 等 空 佐	二 等 海 佐	二 等 陸 佐	一 等 空 佐	一 等 海 佐	一 等 陸 佐	空 将 補	海 将 補	五十六年	五十六年	五十七年	六十年	
	空 曹 長	海 曹 長	陸 曹 長	准 空 尉	准 海 尉	准 陸 尉	三 等 空 尉	三 等 海 尉	三 等 陸 尉	二 等 空 尉	二 等 海 尉	五十五年	五十五年	五十五年	五十五年	
							三 等 空 曹	三 等 海 曹	三 等 陸 曹	二 等 空 曹	二 等 海 曹	五十三 年	五十三 年			
									三 等 空 曹	三 等 海 曹	三 等 陸 曹	二 等 空 曹	二 等 海 曹	五十三 年	五十三 年	